

クロスカンントリー競技会公認規程

第1条 この規程は、競技本部規程第1条第7号に基づき、クロスカンントリー競技会の公認手続きに関することを定める。

第2条 公認競技会の開催は、本連盟又は加盟団体の主催によるものでなければならない。

第3条 公認競技会の開催の公認を申請するときは、加盟団体単独の主催の場合は、直接行うものとし、所属団体と加盟団体の共催の場合は、必ず加盟団体を通じて行わなければならない。

第4条 公認競技の種目は、任意であり、特に制限をしないが、全日本スキー選手権大会の種目を原則とする。

第5条 公認競技会の申請は、毎年4月末日までに所定の手続きをしなければならない。ただし、F I S レースについては、別に定める。

第6条 公認競技会は、本連盟によって公認された施設・コースでなければ開催することができない。ただし、本連盟が特に認めた場合は、この限りでない。

第7条 公認競技会の参加者資格の基準は、次の各号に掲げる各競技会ごとの分類によって決定する。

- (1) 全日本スキー・スノーボード連盟A級公認規程（クロスカンントリー種目細則）
- (2) 全日本スキー・スノーボード連盟B級公認規程（クロスカンントリー種目細則）
- (3) 全日本スキー・スノーボード連盟公認大衆クロスカンントリー競技会（ポピュラークロスカンントリー）
- (4) 全日本スキー選手権大会クロスカンントリー競技出場枠（本連盟決定）
- (5) F I S レース（別に定める）

第8条 公認競技会において、主催団体は、本連盟強化指定選手の資格をもつ男子3名及び女子2名以上の選手を招待することが望ましい。

2 招待選手の選考は、本連盟が行うことを原則とし、招待選手の旅費、宿泊費は、主催団体又は主管団体の負担とする。

第9条 公認競技会には、本連盟から少なくとも、次の各号に掲げる競技役員を派遣しなければならない。ただし、これらに必要な経費は、主催団体又は主管団体の負担とする。

- (1) 技術代表（以下「TD」という。）1名。ただし、本連盟クロスカンントリーTD資格取得者であること。
 - (2) アシスタントTD 1名。ただし、本連盟クロスカンントリーTD資格取得者の中からA級公認競技会に派遣し、ジュリーメンバーとなる。
 - (3) 計算委員1名。ただし、本連盟公認計算委員であること。
- 2 前項の競技役員は、本連盟クロスカンントリー部が指名し、理事会が承認する。
- 3 公認競技会の競技委員長は、本連盟クロスカンントリーTD資格取得者でなければならない。

第10条 公認競技会の公認は、本連盟公認委員会で審査し、理事会の承認を受ける。

2 公認競技会の承認決定後に、追加又は変更する場合は、次の各号に掲げる公認料を納入しなければならない。

- (1) 当該年度の公認競技会の承認決定後に追加公認競技会として承認された場合は、追加公認料は、第11条に定める公認料の2倍の額とする。
- (2) 当該年度の公認競技会の承認決定後に日程又は競技種目の変更が承認された場合は、変更公認料は、第11条に定める公認料の二分の一の額を追加納入する。

第11条 公認料は、各種公認・登録等料金一覧表のとおりとする。

2 公認料は、理事会の承認を受けた後30日以内に納入するものとする。

3 公認料納入次第、公認証を交付し、納入された公認料は、如何なる理由があっても返却しない。

第12条 公認競技会では、主催団体が、大会傷害保険等に参加することが望ましい。

2 公認競技会に参加する選手は、本連盟が定める競技者登録を完了し、スポーツ傷害保険又はこれに準ずる保険に参加しなければならない。

第13条 公認競技会の成績は、大衆クロスカントリー競技会を除き、すべて本連盟の定めるポイントリストの対象となり、ドロー及び強化指定選手の選考資料とする。

第14条 公認競技会の公式成績表は、本連盟競技規則に基づいて作成し、競技会終了後3日以内に、次の各号に掲げる書類を添えて、本連盟及び本連盟データベースに報告しなければならない。

- (1) 本連盟あてに、TD報告書1部、要項4部、プログラム4部及び成績表4部
- (2) 本連盟データベースあてに、TD報告書1部、プログラム2部及び成績表2部

第15条 公認競技会の大会要項は、あらかじめ本連盟理事会で承認を得たものでなければならない。

2 積雪不足、その他のアクシデントにより前項の大会要項どおり、大会が実施できないと当該組織委員会において判断した場合は、クロスカントリー部長に速やかに報告し、中止又は変更の措置の指示を受けるものとする。

第16条 公認競技会のA・B級は、次の各号に掲げるとおり公認する。

- (1) A級競技会は、全日本スキー選手権大会・国民スポーツ大会・全日本学生スキー選手権大会・全国高等学校スキー選手権大会・宮様スキー大会国際競技会（札幌）
 - (2) B級競技会は、前号以外の全日本スキー・スノーボード連盟公認競技会
 - (3) 大衆クロスカントリー（スキーマラソン）は、A・B級と規定せず、「全日本スキー・スノーボード連盟公認」とする。
- 2 公認競技会のペナルティーポイントは、A・B級にかかわらず、すべてコースランキングにより計算し、コースランクB・Cにはミニマムポイントが設定される。
- 3 A級競技会は、本連盟競技施設公認規程第5条第1項第3号②dの公認距離競技コースランキングのAランクのコースで開催することが望ましい。

第17条 大衆クロスカントリーについては、別に定める。

2 ジャンプ及びノルディック複合の公認競技についても、規定が制定されるまで本規程に

準じて行うものとする。

第18条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成27年12月15日 改正

令和 5年 9月29日 改正

令和 8年 7月16日 改正、令和8年8月1日 施行